



佐賀県公報

平成16年
12月22日
(水曜日)
第 12549号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (七四一・障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

(七四二・〃) 一

- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

(七四三・〃) 二

- 都市計画事業変更の認可

(七四四・まちづくり推進課) 二

- 水防警報を発する河川及び海岸の指定の一部改正 (七四五・河川砂防課) 二

(七四六・森林整備課) 三

- 解除予定保安林

(〃)

- 道路の区域の変更

(七四七・道 路 課) 三

(七四八・道 路 課) 三

- 道路の供用開始

(七四九・〃) 四

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第七百四十二号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項
に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十六年十二月二十二日

一 (一) 指定年月日 平成十六年十一月二十九日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人佐賀キリスト教事業団

所在地 佐賀郡大和町大字久留間三千八百六十五番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 シオンの園

所在地 佐賀郡大和町大字久留間三千八百六十五番地一

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇九九一一九

● 佐賀県告示第七百四十一号

- 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十二月二十二日

- 二 (一) 指定年月日 平成十六年十二月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

佐賀県知事 古川 康

名 称 有限会社一道
 所在地 多久市北多久町大字多久原三千二百三十八番地一
 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
 名 称 ヘルパーステーションからつと

所在地 唐津市町田八百十二番地七
 サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一〇〇一一五

●佐賀県告示第七百四十三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年十一月二十九日
 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人佐賀キリスト教事業団

所在地 佐賀郡大和町大字久留間三千八百六十五番地一

事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 シオンの園

所在地 佐賀郡大和町大字久留間三千八百六十五番地一

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一二八一一五

指定年月日 平成十六年十二月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社一道

所在地 多久市北多久町大字多久原三千二百三十八番地一

事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 ヘルパーステーションからつと
 所在地 唐津市町田八百十二番地七
 サービスの種類 知的障害者居宅介護
 事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一二九一一三

●佐賀県告示第七百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 三・四・四十六号 唐人町渕線

三 事業施行期間

平成二年一月二十六日から

平成十六年十二月二十二日まで

四 事業地

収用の部分 變更なし
 使用の部分 なし

●佐賀県告示第七百四十五号

水防警報を発する河川及び海岸の指定（昭和五十六年佐賀県告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

本文中「第十条の四第一項」を「第十条の六第一項」に改める。

一の2 六角川水系の表中

「晴気川 小城郡小城町大字晴気一般国道二〇三号

晴気橋から小城郡小城町大字池の上まで」を

「牛津江川 小城郡牛津町大字勝大井樋から牛津川合

流点まで

晴気川 小城郡小城町大字晴気一般国道二〇三号

晴気橋から小城郡小城町大字池の上まで」を

「牛津江川 小城郡牛津町大字勝大井樋から牛津川合

流点まで

に改め、一の3

一 解除予定に係る保安林の所在場所
西松浦郡有田町字岩越一八三三の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
平成十六年十二月二十二日

佐賀県知事 古川康

松浦川水系の表中

「半田川

唐津市半田から松浦川合流点まで

「松浦川

武雄市武内町梅野有ノ木橋から武雄市若

木町本部字野々瀬萩の尾井堰まで

唐津市半田から松浦川合流点まで

に改める。

三 解除の理由
水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県国土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するため、次の森林を解除予定保安林とする。

平成十六年十二月二十二日

佐賀県知事 古川康

一 解除予定に係る保安林の所在場所
西松浦郡有田町字岩越一八三三の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
平成十六年十二月二十二日

佐賀県知事 古川康

三 解除の理由
水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県国土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第七百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十二月二十二日から平成十七年一月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十二日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 区	路 間	の 後 の 別	区 域	域
	変更前 幅 員	変更後 幅 員		延 長	長
県道 基山平等寺筑 紫野線	三養基郡基山町大字園部字麦尾11四 八1番1地先から 三養基郡基山町大字園部字麦尾11四 五四番1地先まで	後 一八・五 一四・七	前 一八・八 一〇・四	一八九・八 三八九・九	平成16年12月22日
	三養基郡基山町大字園部字麦尾11四 八1番1地先から 三養基郡基山町大字園部字麦尾11四 五四番1地先まで				

●佐賀県告示第七四四十九号

道路法（昭和11十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定による、次の
より道路の供用を開始する。

この区間を表示した図面は、平成十六年十一月二十一日から平成十七年一月
二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧
に供する。

平成十六年十一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 基山平等寺筑紫 野線	三養基郡基山町大字園部字麦尾11四八1番1 地先から 三養基郡基山町大字園部字麦尾11四五四番1 地先まで	平成十六・一一・一一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為
に関する工事の完了を次とおり公告します。

平成16年12月22日

1 開発区域に含まれる地域の名称
西松浦郡有田町中部字外尾原丙1530番地1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西松浦郡有田町西部甲66番地1
肥前地所株式会社

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成16年12月22日

佐賀県知事 古川康

1 都市計画の種類及び名称

鳥栖基山都市計画下水道 鳥栖市公共下水道

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部下水道課

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年12月22日

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
20	唐津市神田字浦田3194番6、3194番7及び3194番8	平成16年12月13日	4.18～4.28	9.43

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

申購
込
読
料
一
か
年
二
八、
八
〇
〇
円(送
料共
計)

平成十六年十二月二十二日発行
行
者
佐
賀
県
知
事
古
川
康

印
刷
所
西
部
印
刷
企
画
(株)
發
行
定
日
毎
週
月
水
金
曜
日